

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 安芸高田市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,729	8,084	674	13,487

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	21,627	21,324	302	291	556	38,077	基金から469百万円繰入
コミュニティプラント整備事業特別会計	11	11	0	0	4	63	
飲料水供給事業特別会計	11	11	0	0	8	113	
一般会計等	21,648	21,346	302	291		38,254	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	269	249	21	145	28	967	6	法適用企業
国民健康保険特別会計	3,984	3,882	102	102	341	-	-	
老人保健特別会計	5,215	5,239	25	25	441	-	-	
介護保険特別会計	3,508	3,423	85	85	508	-	-	
介護サービス特別会計	27	25	2	2	2	-	-	
公共下水道事業特別会計	380	376	4	0	155	2,113	1,900	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	843	840	3	0	321	3,180	3,151	
農業集落排水事業特別会計	519	517	2	0	276	3,236	3,236	
浄化槽整備事業特別会計	230	230	0	0	83	344	344	
簡易水道事業特別会計	694	693	0	0	288	4,157	3,047	
公営企業会計等 計				309		13,997	11,684	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
芸北広域環境施設組合	936	878	58	58	0	812	280	
広島県市町職員退職手当組合	9,407	9,407	0	0	0	0	0	
広島県市町公務災害補償組合	87	72	15	15	0	0	0	
広島県市町後期高齢者医療広域連合	1,393	1,221	172	172	2	0	0	
一部事務組合等 計				245		812	280	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
安芸高田市土地開発公社	0	17	10	-	-	115	-	55	
安芸高田市農林業振興公社	23	38	30	26	-	-	-	-	
虹の農場	1	10	6	-	-	-	-	-	
安芸高田アグリフーズ	68	146	11	-	-	-	556	56	
安芸高田市地域振興事業団	12	193	80	1	-	-	-	-	
八千代町開発公社	24	126	1	48	-	-	-	-	
神楽門前湯治村	24	22	20	27	-	-	54	15	
こうだ21	0	11	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			161	102	-	115	610	126	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,009	
減債基金		194	
その他充当可能基金		1,763	
充当可能基金 計		2,966	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.50	2.16		12.90	20.00	水道事業会計		54.2	
連結実質赤字比率		4.45		17.90	40.00	公共下水道事業特別会計		0.3	
実質公債費比率	17.9	19.2	1.3	25.0	35.0	特定環境保全公共下水道事業特別会計		0.6	
将来負担比率		195.7		350.0		農業集落排水事業特別会計		0.4	
財政力指数	0.35	0.36	0.01			浄化槽整備事業特別会計		0.0	
経常収支比率	94.7	95.7	1.0			簡易水道事業特別会計		0.2	

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。